障起第５５４号‐１

令和２年５月１８日

障害福祉サービス事業所　御中

米子市障がい者支援課長

（公　印　省　略）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に係る通所系障害福祉サービス

事業所による「臨時的なサービス提供」の期間等について（通知）

平素は、本市障がい福祉行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、令和２年４月２０日付け通知障起第１８９号－１「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に係る通所系障害福祉サービス事業所による「臨時的なサービス提供」への対応について（通知）」により在宅における臨時的なサービスの提供を報酬の対象としているところですが、新型コロナウイルスに係る今般の状況を鑑み、当該取扱いの期間につきましては、下記のとおりとしますので、各事業所におかれましては、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

１　臨時的なサービス利用の提供可能期間について

　　「緊急事態宣言」が解除されたこと、また、本市においても４月１９日以降感染者の発生がないこと等の現況を鑑み、報酬の対象とする通所系障害福祉サービス事業所による在宅における臨時的なサービスの提供可能期間を、原則**最長令和２年６月３０日（火）まで**とします。（今後の状況変化により変更する場合があります。）

　　なお、現在、在宅における臨時的なサービス提供を実施されている事業所におかれては、本日以降、可能な利用者から通所によるサービス提供に移行いただきますようお願いします。移行にあたっては、手洗いやマスクの着用などの基本的な感染防止対策の徹底及び「三密」を避けるための配慮等をお願いします。

２　特例について

　　特例として、令和２年７月１日以降も本人又は家族が、新型コロナウイルス感染防止を理由として、在宅における臨時的なサービス利用を希望される場合に限り、事業所の提供するサービスが「できる限りの支援」であると市が認めた場合について、当面、当該サービス利用を認めることとします。

なお、その場合は、先般発出した通知（※）により引き続き対応いただきますようお願いします。

　　※障起第１８９号－１「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に係る通所系障害福祉サービス事業所による「臨時的なサービス提供」への対応について（通知）（令和２年４月２０日）」

　＜問い合わせ先＞

〒６８３－８６８６

米子市加茂町一丁目１番地

　　　　　　米子市障がい者支援課

計画支援担当　田村

　　　　　　　　電話（０８５９）２３－５５４７

FAX（０８５９）２３－５３９３

E－mail [shien@city.yonago.lg.jp](mailto:shien@city.yonago.lg.jp)